（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第三条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請等） **第二条**　［略］ 2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　役員に係る次に掲げる書類 イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） ［ロ・ハ　略］ ［四・五　略］ 3　［略］ （受講の申込み） **第七条**　駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。 一　住所、氏名及び生年月日 二　［略］ 2　［略］ （駐車監視員資格者講習修了証明書） **第九条**　［略］ 2　修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書を亡失し、又は当該修了証明書が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を当該修了証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。 一　住所、氏名及び生年月日 ［二・三　略］	（登録の申請等） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、国籍等（同法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七条第一項第一号において同じ。））が記載されたものに限る。） ［ロ・ハ　同上］ ［四・五　同上］ 3　［同上］ （受講の申込み） **第七条**　［同上］ 一　本籍（外国人にあっては、国籍等。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日 二　［同上］ 2　［同上］ （駐車監視員資格者講習修了証明書） **第九条**　［同上］ 2　［同上］ 一　本籍、住所、氏名及び生年月日 ［二・三　同上］